



大崎上島町

町有地売却応募要領

令和2年度第1回一般競争入札

申込受付期間：令和2年11月9日（月）から

令和2年11月20日（金）まで

入札日：令和2年11月30日（月）

物件 番号	所在地	地積（㎡）	予定価格	用途地域等
1	豊田郡大崎上島町中野字横浜 4994番1【建物付き】	214.08	1,640,000円	都市計画区域外

入札参加を希望する場合、申込みを行う前にこの応募要領をよく読み、必ず、現地及び物件の利用等に係る諸規制の調査確認を行ってください。

大崎上島町総務企画課

	ページ
申込みから所有権移転までの流れ	1
町有地売却応募要領（一般競争入札）	2
1 入札申込みの受付	2
2 入札申込みの方法等	2
3 入札の日時等	3
4 入札参加資格	3
5 入札に当たっての注意事項	4
6 落札者の決定	5
7 入札結果	5
8 売買契約の締結等	5
9 契約上の主な特約	5
10 売買代金の支払方法	6
11 所有権の移転等	6
12 その他の注意事項	7
財産売買契約書（見本）	8
添付書類	
様式第1号 入札申込書	1 1
様式第2号 委任状	1 2
様式第3号 共有持分による入札に関する申立書	1 3
様式第4号 申出書	1 4
物件説明書	
【別紙1】：物件番号1	

申込みから所有権移転までの流れ

- 2ページ以降の町有地売却応募要領（一般競争入札）を併せてお読みください。
- 申込みに当たっては、必ず現地を確認してください。

① 建物現地見学会

建物付き売却物件である物件番号1については、建物付き売却物件であるため、建物等の現地見学を希望される方は必ず、11月19日（木）までに申し出てください。

必ず建物等の現地を確認されてから、入札に参加してください。（現地見学をせず入札に参加することは可能ですが、事後に建物等の契約の内容に適合しないもの等を発見しても、大崎上島町では一切責任を負いません。）

② 申込み

受付期間：令和2年11月9日（月）から11月20日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

午前8時30分～午後5時00分（ただし、正午～午後1時を除く。）

受付場所：大崎上島町総務企画課（大崎上島町東野6625番地1）

③ 入札保証金の納入

入札保証金の納入通知書を送付しますので、入札日までに納入していただきます。

入札保証金は、予定価格の100分の5に相当する金額をあらかじめ、お預かりするものです。

落札されなかった方には、後日口座振替にて返還する手続を行います

④ 入札

場 所：大崎上島町本庁 入札室（大崎上島町東野6625番地1）

日 時：令和2年11月30日（月）午前11時00分

⑤ 契約説明

入札終了後、引き続いて、落札者に対して契約内容を説明します。

⑥ 契約の締結及び契約保証金の納入

落札された方は、落札決定日から5日以内に契約を締結していただくとともに、同時に売買代金の10%以上に相当する金額を契約保証金と納入していただきます。

⑦ 売買代金の支払

売買代金の支払方法は、大崎上島町が発行する納入通知書により契約締結後30日以内に納付していただきます。

⑧ 所有権の移転

売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。

※ 所有権移転の登記手続は、売買代金が完納されたことを確認した後、大崎上島町が行います。

町有地売却応募要領（一般競争入札）

「一般競争入札」による町有地の売払いは、購入希望者に入札に参加していただき、予定価格以上で最も高い価格をつけた方を購入者に決定する方法です。

一般競争入札による売却物件は、「物件説明書」（物件1）のとおりです。

売却物件の購入を希望される方は、この要領を御承知の上、お申し込みください。

1 入札申込みの受付

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。郵送による申込みも可能です。

(1) 申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

ア 受付期間 令和2年11月9日（月）から11月20日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

午前8時30分～午後5時00分（ただし、正午～午後1時を除く。）

イ 受付場所 大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町総務企画課行政係

(2) 郵送の場合の送付先は、次のとおりです。（簡易書留の方法に限ります。）

[送付先]〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町総務企画課行政係

- 令和2年11月20日（金）午後5時00分必着とします。

2 入札申込みの方法等

(1) 申込方法

この要領11ページの「入札申込書」に必要事項を記入・押印し、印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）1通を添付の上、直接持参又は郵送により申し込んでください。

※電話、ファックス及び電子メールによる申込みはできません。

また、入札日までに、入札保証金として、購入を希望する物件の予定価格の100分の5の金額を指定の金融機関にて納入していただきます。

なお、落札とならなかったときには、お預かりした入札保証金を返還いたしますが、金融機関への振込手続の関係上、1か月程度の期間を要しますので、御了承ください。

(2) 申込みに当たっての留意事項

ア 1物件に対し、1世帯（1社）につき、1申込みとなります。複数の物件を公募している場合にあっては、申込み物件数に制限はありません。全ての物件に入札を申し込むことができます。

イ 持分共有による取得の希望がある場合、入札申込書に各々の共有持分を明記の上、持分共有予定者全員の連名で申込みをしてください。

(3) 物件の確認について

事前に必ず現地を御確認ください。

町ホームページ等で公表又は配付する資料は、入札に参加しようとする者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、申込みを行う前に必ず入札参加者自身において、現地及び物件取得後の利用計画に関する諸規制等についての調査確認を行ってください。

※物件は、現況のままで引き渡します。(図面と現況が相違している場合、現況が優先します。)

建物等の点検・清掃・補修・撤去、電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切大崎上島町では行いません。

また、上下水道及び電気など供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、大崎上島町では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問合せの上、各自で対応してください。

物件1については、地下埋設物、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。

3 入札の日時等

(1) 入札は、次のとおり実施します。

物件番号	所在地	入札日時	入札会場
1	大崎上島町東野6625番地1	令和2年11月30日(月) 午前11時00分	大崎上島町 本庁入札室

(2) 入札の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することができません。

(3) 入札には、申込者又は代理人が必ず出席してください。代理人によって入札する場合は、14ページの委任状を作成の上、入札当日に持参し、受付時に提出してください。

なお、入札会場への入室は1申込みにつき1名のみとします。持分共有により申し込まれる方についても入室は1名ですので、他の持分共有者からの委任状を作成の上、入札当日に持参し、受付時に提出してください。

(4) 入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、御注意ください。

(5) 入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

(6) 入札当日は、①印鑑(申込書で使用した印、代理人の場合には委任状に押印した代理人使用印)、②筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)、③(代理人によって入札する場合及び持分共有によって入札する場合は)委任状を持参してください。

4 入札参加資格

入札には、個人、法人を問わず誰でも参加することができます。申込みをされた方が、入札参加者となり、落札された場合、購入者となります。

また、2人以上の持分共有予定者の連名により入札に参加することもできます。

ただし、次に掲げる者は、入札に参加できません。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 大崎上島町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められて、3年を経過しない者

イ 大崎上島町の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合したと認められて、3年を経過しない者

ウ 大崎上島町の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は町との契約者が契約を履行することを妨げたと認められて、3年を経過しない者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められて、3年を経過しない者

オ 正当な理由なくして、大崎上島町との契約を履行しなかったと認められて、3年を経過しない者

カ (2)アからオまでの規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したと認められて、3年を経過しない者

(3) 次のいずれかの場合に該当する者

ア 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(3)エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

5 入札に当たっての注意事項

(1) 入札書など関係書類は、入札当日お渡しします。入札手順については、入札時の指示に従って入札してください。

(2) 入札書には、入札者の住所・氏名を記入の上、印鑑(印鑑証明書と同じ印影)を押印してください。

代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印鑑(委任状において指定した「代理人使用印」に限る。)を押印してください。

(3) 入札書への金額の記入は、アラビア数字(0、1、2、3・・・)を使用し、金額の頭書には「¥」印を付してください。

(4) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回をすることは

できません。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

オ 入札者が談合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

キ 入札書の入札金額が訂正してあるとき。

ク 入札書の入札金額を除く記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合にその箇所に押印のないとき。

6 落札者の決定

(1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。

(2) 落札者は、次の方法により決定します。

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、大崎上島町が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

(3) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

7 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札結果（落札者の氏名・名称、落札金額）については、公表する場合があります。

8 売買契約の締結等

(1) 落札者は落札決定日からから5日以内に、大崎上島町と売買契約を締結していただきます。

※売買契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

持分共有予定者の連名により入札に参加した者が「落札者」となった場合は、それぞれの共有持分に応じ「持分共有者全員」の連名により売買契約を締結することとなります。

(2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

(3) 売買契約書（大崎上島町保管用1部。ただし、持分共有予定者の連名により入札に参加した者が「落札者」となった場合は、作成する契約書全部。）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

(4) 契約を締結する際、個人の場合には、印鑑（印鑑登録済みのもの）及び住民票（発行日から3か月以内のもの）、法人の場合には、印鑑（印鑑登録済みの代表者印）、定款又は寄付行為の写し及び法人登記事項証明書が必要となります。

9 契約上の主な特約

売却物件の売買契約には次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

(1) 禁止する用途

ア 売却物件を風俗営業等の業務の用に使用することを禁止します。

※「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務をいいます。

イ 売却物件を暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、物件の所有権を第三者に移転し、又は物件を第三者に貸すことを禁止します。

※「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいいます。

(2) 実地調査等

上記(1)の条件の遵守状況を確認するために、随時、物件の利用状況について実地調査することがあります。

実地調査の際には、落札者は、正当な理由なく、調査を拒み、妨げ、又は忌避してはなりません。

(3) 違約金

落札者が上記(1)又は(2)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の10の違約金を支払っていただきます。

10 売買代金の支払方法

(1) 即納の場合

ア 落札者は、大崎上島町が発行する納入通知書により、納入通知日から金融機関の営業日である10日以内に納付しなければなりません。

イ 契約締結後、売買代金の支払が指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除します。注意してください。

(2) 支払期日延期の場合

ア 契約保証金

落札者は、契約保証金（売買代金の100分の10に相当する金額）を支払っていただきます。

支払方法については、大崎上島町が発行する納入通知書により、納入通知日から金融機関の営業日である10日以内に納付していただくこととなります。

イ 売買代金

売買代金の完納期限は、令和3年1月22日（金）までの間で、別に定める指定期日までとなります（指定期日は、別に協議します。）。

支払方法については、契約保証金が売買代金の一部に充当された残金について、大崎上島町が発行する納入通知書により、指定期日までに残金を納付していただくこととなります。

ウ 契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金として大崎上島町に帰属することとなり、お返ししません。注意してください。

エ 契約保証金は、その受入れ期間について利息を付けません。

11 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します（図面等と現況が相違している場合、現況が優先します。）。
- (2) 土地の所有権の移転登記は、売買代金完納が確認された後、大崎上島町が管轄法務局等に対して行います。住宅ローンなど金融機関からの借受け金担保のために、所有権移転登記の連件として抵当権設定登記を同時申請される場合、落札者から登記手続を依頼された司法書士が、大崎上島町に対して17ページの「申出書」を提出することにより、売買代金の完納を確認後、大崎上島町から司法書士に対して、所有権移転登記嘱託書をお渡しします。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など、その他契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (4) 持分共有者全員の連名により売買契約を締結した物件については、それぞれの共有持分に応じて所有権の移転登記を行います。
- (5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

12 その他の注意事項

- (1) 不正な申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。
- (2) 物件の引渡しは現況のままで行いますので、各自で必ず現地を確認してください。
- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また、足元が悪い所もありますので、注意してください。
- (4) 建物の建築や土地の利用に当たっては、建築基準法及び町の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関に確認してください。
- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間に、大崎上島町の責めに帰することができない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- (6) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、大崎上島町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。
- (8) 不落物件（今回の入札において落札者のなかった物件）については、次の一般競争入札又は公募抽選による処分手続を開始するまでの間、申込み先着順により、この要領に記載している予定価格以上で売却します。

財産売買契約書（見本）

大崎上島町を甲とし、（落札者）を乙として、甲と乙は、次のとおり土地売買契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する別紙の土地及びこの土地上の建物（土地の定着物及び付帯工作物等を含む。以下「財産」という。）を乙に現況で売り渡し、乙はこれを買受けることを約した。

所 在	地 番	地 目	地積（㎡）	備 考
				現況渡し

（売買代金）

第2条 乙が甲に支払う財産の売買代金（以下「代金」という。）は、金（落札金額）円とする。

（代金の納付及び遅延利息）

第3条 乙は、代金を甲の発行する納入通知書により、甲の定める納付期日（以下、「納付期日」という。）までに納付しなければならない。

2 乙は、代金を前項の納付期日までに完納しないときは、その納付期日の翌日から遅延金額を納付した日までの期間に応じ、当該遅延金額につき年14.5パーセントの割合（ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする）で算定した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第4条 財産の所有権は、乙が代金を甲に全額を納付したときに、乙に移転する。ただし、前条第2項に規定する遅延利息が生じている場合には、財産の所有権は、乙が代金及び当該遅延利息の全額を納付したときに甲から乙に移転するものとする。

（財産の引渡し）

第5条 甲は、前条の規定により、財産の所有権が乙に移転したときに引渡しがあったものとする。

（登記手続等）

第6条 この契約による財産の所有権移転の登記は、第4条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した後において、乙の請求により、甲が囑託して行うものとし、乙は甲に対し当該登記手続に必要な書類その他を提供し、これに協力するものとする。

2 前項の規定による財産の所有権移転の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第7条 乙は、この契約締結の時から財産の引渡しするときまでにおいて、当該財産が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減免を請求することができない。

（かし担保責任）

第8条 乙は、第4条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した後においては、財産の数量の不足その他財産に隠れたかしのあることを発見しても、代金の減額の請求、この契約の解除、

又は損害賠償の請求をしない。

(禁止用途)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年を経過する日までの期間（以下「指定期間」という。）、財産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、財産の所有権を第三者に移転し、又は物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、指定期間中、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(違約金)

第11条 乙は、第9条又は前条第2項の規定に違反したときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、第2条に規定する代金の100分の10に相当する額とする。

3 第1項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。

(2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。

(3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(返還金等)

第13条 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が負担した契約の費用は返還しない。

(有益費等請求権の放棄)

第14条 乙は、この契約が解除された場合において、乙がこの財産に支出した必要費、有益費その他一切の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が財産を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、財産が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより財産を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該財産について甲を登記権利者とする所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、第12条の規定によりこの契約が解除された場合は、第4条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した日からこの契約が解除された日までの財産の賃貸料に相当する額(甲の算定する額)を、損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙がこの契約による義務を履行しないため、甲に与えた損害額が同項の損害賠償金の額を超えるときは、乙は、同項の損害賠償金のほか、その超える額を、甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第15条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の解決)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 大崎上島町
代表者 大崎上島町長 高田 幸典

乙 住所 _____
氏名 _____

入札申込書

一般競争入札による町有地の売払いについて、町有地売却応募要領（令和2年度第1回一般競争入札）の内容、大崎上島町財務規則等を承諾の上、次のとおり申し込みます。また、申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 私は、町有地売却応募要領「4入札参加資格」に記載する、入札に参加できない者に該当しません。
- 2 私は、入札に対し、町有地売却応募要領、入札物件の状況等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について大崎上島町に対し、一切異議、苦情等を申し立てません。

令和 年 月 日

大崎上島町長様

1 入札申込者

住所（法人所在地） 〒 _____

氏名（法人名） ふりがな _____ ⑩

電話番号 _____

【法人の場合】

代表者職氏名 ふりがな _____

代表者住所 〒 _____

※印鑑登録証明書の印影により押印してください。

2 申込物件

物件番号	所在・地番
1	豊田郡大崎上島町中野字横浜4994番1【建物付き】

注) 持分共有による取得の希望がある場合、持分共有予定者全員の連名により、各々の共有持分を明記の上、お申込みください。

委任状

令和 年 月 日

大崎上島町長様

委任者（入札申込者） 住所 _____

氏名 _____

※入札申込書とともに提出した印鑑登録証明書の印影により押印してください。

私は、次の者を代理人と定め、令和2年度第1回一般競争入札による町有地の売却に係る末尾記載の物件の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 住所 _____

氏名 _____

代理人使用印 (認印で可)	
------------------	--

※入札書（入札当日、入札会場において配付）への押印は、当該委任状において指定した「代理人使用印」によって行う必要がありますので、必ず持参してください。

物件番号	所在・地番
1	豊田郡大崎上島町中野字横浜4994番1【建物付き】

共有持分による入札に関する申立書

令和 年 月 日

大崎上島町長様

住 所 _____
共有持分 : _____ / _____
氏 名 _____
※入札申込書とともに提出した印鑑登録証明書の印
影により押印してください。

私は、次の者を代理人と定め、町有地の売却に係る令和2年度第1回一般競争入札における末尾記載の物件の入札及び売買手続において、次の権限を委任しました。

なお、当該委任に関する金銭の授受等一切の責任は、委任当事者間で負うことについて合意しています。

代理人

住 所 _____
共有持分 : _____ / _____
氏 名 _____

- 1 私の共有持分に係る契約保証金を、代理人の共有持分に係る契約保証金と一括して町へ納付する権限 【支払期日の延期による場合】
- 2 私の共有持分に係る契約保証金を、代理人の共有持分に係る契約保証金と一括して土地売買代金へ充当する権限 【支払期日の延期による場合】
- 3 私の共有持分に係る土地売買代金（残金）を、代理人の共有持分に係る土地売買代金（残金）と一括して町へ納付する権限
- 4 私の共有持分の所有権移転登記に係る登録免許税を、代理人の共有持分に係る所有権移転登記に係る登録免許税と一括して税務署へ納付する権限

物件番号	所在・地番
1	豊田郡大崎上島町中野字横浜4994番1【建物付き】

申 出 書

令和 年 月 日

大 崎 上 島 町 長 様
(総務企画課)

事務所の所在地

職 名・氏 名
(電話 :)

職印

私こと司法書士_____は、_____から、不動産の表示記載の物件について、_____登記申請に係る一切の件につき委任されました。

つきましては、不動産の表示記載の物件に係る大崎上島町を登記義務者とする所有権移転登記に係る書類は私が管轄法務局に対して提出いたします。

なお、所有権移転登記に係る書類提出に係る一切の責めは私が負います。

1 不動産の表示

2 登記嘱託書を提出する理由 (例 : 抵当権設定登記申請を同時に行うため。)

3 登記嘱託書を提出する予定の年月日

令和 年 月 日

※抵当権設定登記など登記申請に係る委任状の写しを添付してください。

所有権移転登記に係る書類を法務局に提出した際の受付番号・受付年月日 (任意の様式で結構です) をファックス (fax:0846-65-3111、大崎上島町総務企画課行政係宛) で連絡してください。

受 領 書

令和 年 月 日

所有権移転登記に係る書類を受領しました。

事務所の所在地
職 名・氏 名

職印